

令和5年門審第20号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年8月7日10時25分

大分県高島北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	3.3トン	
登 録 長	9.87メートル	6.80メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力		128キロワット
漁船法馬力数	254キロワット	

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を設け、同室前部の棚上右舷側にレーダー、その棚下左舷側にGPSプロッター、同室後壁右舷外側に機関操縦レバーを装備し、延長コード付きの遠隔操舵装置を備えたFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、一本釣り漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和4年8月7日04時00分大分県佐賀関漁港の係留地を発し、愛媛県佐田岬南西方沖合900メートルの漁場に向かった。

a受審人は、05時00分目的の漁場に到着して操業を始め、漁場を移動した後、10時00分操業を終えて帰航することとし、10時18分海獺婆灯台から002度（真方位、以下同じ。）1.38海里の地点を発進し、すぐに針路を224度に定め、機関を回転数毎分1,600にかけ、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、機関操縦レバーの後方に立って遠隔操舵装置で操縦に当たり、10時23分海獺婆灯台から310度1,740メートルの地点に達したとき、正船首800メートルのところに、Bを視認することができ、船首を北東方に向けてほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針したときに周囲を一見して他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思

い、見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けずに続航し、10時25分海獺婆灯台から286度1.06海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷船首部がBの左舷船首部に前方から1度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

Bは、船体中央やや後方に操舵室を設け、同室前部中央右舷寄りに舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、左舷側に魚群探知機兼用のGPSプロッター、舵輪の前にレーダーを備えたFRP製モーターボートで、b受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.45メートル船尾0.90メートルの喫水をもって、同日05時30分大分県小深江漁港の係留地を発し、佐田岬南西方沖合2海里の釣り場に向かった。

b受審人は、07時00分目的の釣り場に到着して釣りを始め、10時00分釣りを終えて帰途に就き、高島北方沖合で魚群探知機に反応があったことから、釣りを再開することとし、10時10分衝突地点付近で、船首を北東方に向け、機関を停止して漂泊を開始し、船尾甲板に立って右舷側に竿を出していたところ、10時15分船首方にAを初めて認めた。

b受審人は、10時23分衝突地点で、船首が045度を向いていたとき、Aが左舷船首1度800メートルのところとなり、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で避航の気配を見せずに接近する状況を認めたが、これまで航行中の他船が漂泊中の自船を避けていたので、Aも自船を避けるものと思い、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、機関を用いて移動するなど、衝突を避

けるための措置をとることなく漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、10時25分僅か前Aが左舷船首至近に迫り、衝突の危険を感じて大声で叫んだものの、Bは、船首が045度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部に擦過傷を生じ、Bは、左舷船首部に亀裂を伴う凹損等を生じたが、のちに修理された。

(航法の適用)

本件は、高島北方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、高島北方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、高島北方沖合において、係留地に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針したときに周囲を一見して他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ

れ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

b 受審人は、高島北方沖合において、釣りのため漂泊中、A が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で避航の気配を見せずに接近する状況を認めた場合、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで航行中の他船が漂泊中の自船を避けていたので、A も自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて A との衝突を招き、同船及び b 丸両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二